

耐震補強工事等補助金（補強工事） 必要書類（工事後）

※記名の際は、押印が必要な場合があります。

■ 注意事項（重要）

- 工事金額や工事業者が変更となる場合、必ず事前にご連絡下さい。
 - ・ 工事を行う前に変更の手続きが必要な場合があります。
 - ・ 手続きを行わない場合、補助対象外となることがありますのでご注意ください。
- 補強箇所や内容が変わる場合、届出が必要な場合があります。
 - ・ 評点が変わらない軽微な変更の場合、変更箇所と理由を別紙にて添付してください。
 - ・ 再判定等により評点が変わる場合、変更概要届（判定機関が受付したもの）が必要です。
- 工事完了日から1か月以内（かつ当該年度の3月20日まで）に報告が必要です。
 - ・ 工事完了日＝領収書の日付となります
 - ・ 報告期限が土日祝日の場合、その前日までに報告が必要です。
 - ・ 報告期限を過ぎた場合、補助対象外となりますのでご注意ください。

■ 提出書類

- 実績報告書（木造住宅耐震補強工事等完了実績報告書「第5号様式」）
 - ・ 交付決定通知書を参照の上、記入してください。
- 支払請求書（木造住宅耐震補強工事等補助金支払請求書「第7号様式」）
 - ・ 日付は未記入のまま提出してください。
 - ・ 交付決定通知書（または変更承認通知書）を参照の上、記入して下さい。
- 工事請負契約書の写し
 - ・ 申請時の見積書の内容に基づく契約書を確認してください。（同時に他の工事を行う場合、分けて作成してください。）
 - ・ 契約日が補助金交付決定（変更承認）通知日以降であることを確認してください。
- 領収書の写し
 - ・ 上記契約書に基づく領収書であるか確認してください。（同時に他の工事を行う場合、必ず分けて作成してください。）
- 写真（工事の内容が分かるもの）
 - ・ 見積書記載の補強、リフォーム工事の内容が確認出来る各箇所の写真を添付してください。
- 三重県木造住宅耐震診断講習を受講した者の確認を証するもの
 - ・ 補強計画の設計者と工事監理者が同じ場合は不要です。
- 住宅耐震改修証明申請書
 - ・ 「住宅耐震改修証明書」は確定申告時に原本が必要となります。
 - ・ 固定資産税の減額手続き（資産税課）には、写しを提出して下さい。

■ その他、不明な点は職員までお問い合わせください。

- 建築指導課（建築安全・空き家対策係） 059-354-8207（直通）
059-354-8404（FAX）